

多治見市建物解体宅地化補助金交付要綱（令和7年8月1日告示234号）第2条第1項第1号、多治見市宅地開発補助金交付要綱（令和7年8月1日告示235号）2条第1項第1号及び多治見市土地再活用促進奨励金（令和7年8月1日告示236号）第2条第1項第1号に規定する多治見駅周辺地区のうち、「市長が別に定める区域」については次のとおりとする。

(1) 多治見駅北土地区画整理事業区域



(2) 中心市街地活性化協議会が出店を促進している区域等
(下図の色付きで示す道路に接する土地)

